

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年7月28日（火） 号外第69号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（47）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 3

——公布された条例のあらまし——

◇鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

家畜伝染病予防法及び家畜伝染病予防法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査に係る手数料を定める規定中監視伝染病の名称を改める。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

条 例

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第47号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(222) 略</p> <p>(223) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予防するために行うもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>結核</u> 1件につき240円</p> <p>イ <u>ブルセラ症</u> 1件につき240円</p> <p>ウ <u>家きんサルモネラ症</u>（ひな白痢） 1件につき43円</p> <p>エ 略</p> <p>オ <u>鳥マイコプラズマ症</u> 1件につき43円</p> <p>カ 略</p> <p>キ <u>牛ウイルス性下痢</u> 1件につき700円</p> <p>(224)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(222) 略</p> <p>(223) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予防するために行うもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>結核病</u> 1件につき240円</p> <p>イ <u>ブルセラ病</u> 1件につき240円</p> <p>ウ <u>家きんサルモネラ感染症</u>（ひな白痢） 1件につき43円</p> <p>エ 略</p> <p>オ <u>マイコプラズマ病</u> 1件につき43円</p> <p>カ 略</p> <p>キ <u>牛ウイルス性下痢・粘膜病</u> 1件につき700円</p> <p>(224)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。